

業務指示書

パラグアイ国東部輸出回廊整備事業に係る案件実施支援調査 (SAPI)

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等をJICAに提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年11月18日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 木戸 正巳 Kido.Masami@jica.go.jp

質問に対する回答：2015年11月24日 までにJICAホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

(○) 認めます。

() 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 二者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

() 業務主任者（総括）については補強を認めません。

(○) 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：港湾及び回廊開発に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、10 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は 名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／物流分析）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：物流分析に係る各種調査
- 2) 対象国又は同類似地域：パラグアイ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 穀物輸送】

- 1) 類似業務の経験：穀物輸送に係る各種調査
- 2) 対象国又は同類似地域：パラグアイ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年11月27日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

（URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

- () 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター(Centre Prive d' Urgence :CPU)」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(PYG1 = 0.021 円 , US\$1 =120.93円 , EUR1 = 132.36 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
 - () 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
 - () 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： ～
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所： JICA 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() テレビ会議システムによる上記 (2) の実施場所以外からの出席を認めません。

() テレビ会議システムによる上記 (2) の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記 (2) の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等 (接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号) を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
条件等は、以下のとおりです。

- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
- b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
- c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価 (技術評価) を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者 (副総括) は業務主任者 (総括) と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件 (業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く) においては、業務管理グループとしてシニア (46歳以上) と若手 (35～45歳) が組んで応募する場合 (どちらが総括でも可)、一律3点の加点 (若手育成加点) を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度 (公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。) 4月1日時点での満年齢とします。) ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/物流分析
穀物輸送

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

4.70 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2015年12月15日(火)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価 1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>規程」

(URL：http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
 パラグアイ国東部輸出回廊整備事業に係る案件実施支援調査 (SAPI)

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他 (実施設計・施工監理体制)		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力 / 業務管理グループの評価 <small>(本案件では副業務主任者の配置(業務管理グループ)を認めません。)</small>	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/物流分析	(40.00)	()
ア) 類似業務の経験	16.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	
ウ) 語学力	6.00	
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	
オ) その他学位、資格等	6.00	
②副業務主任者	(-)	()
カ) 類似業務の経験	-	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ク) 語学力	-	
ケ) 業務主任者等としての経験	-	
コ) その他学位、資格等	-	
③体制、プレゼンテーション	()	()
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 (今回は評価の対象としません)	-	
(2) 業務従事者の経験・能力： 穀物輸送	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	14.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 業務の背景

本業務は円借款「東部輸出回廊整備事業」（以下、「本事業」という。）による開発効果を促進するために行うものである。本事業は、パラグアイ東部に位置するアルトパラナ県及びイタプア県（以下、「東部地域」という。）における穀物生産拠点とパラナ川沿岸に位置する港のうち4つの穀物輸出港（トロクア港、ドス・フロンテラス港、トリウンフォ港、及びパロマ港。以下、「4港」という。）をつなぐ接続道路の舗装及び橋梁の改修を行うものである。概要は下記2. のとおり。

本事業の完成後、東部輸出回廊における輸送効率向上によりこれまでパラグアイ川を経由して輸出されていた穀物の一部がパラナ川から輸出されることで、パラナ川に位置する4港の穀物取扱量の増加が見込まれている。同港の最大穀物取扱可能量がパラナ川を経由する穀物輸出货量に比して相応の余力があることは、本事業の協力準備調査において確認されているが、東部地域における穀物（大豆、小麦、とうもろこし）生産量は近年増加傾向にあるため、本事業完成後に想定される4港の穀物取扱量を改めて精緻に把握・分析することにより、4港の穀物取扱可能量の中長期的な最適化を推進し、ひいては輸出競争力の強化を支援することが求められている。尚、4港の内、トリウンフォ港を除く3港は民間が所有し、運営・維持管理については全て民間が行っているため、4港の施設設備に係る検討は、本事業の実施機関であるMOPCの管轄外であるが、4港の穀物取扱可能量の不足が輸出競争力強化の妨げとならないよう、本調査結果をパラグアイ政府を通じて港湾所有者及び管理運営者に共有し、必要な施設・設備の検討を促す意義は極めて高い。

また、本事業の定性的事業効果として、道路整備に伴う「穀物輸出の効率化による地域経済活性化」を設定しているものの、地域経済活性化を管轄する機関は中央省庁、地方政府等多岐に亘るため、具体策の検討が未だ進んでいない。かかる状況下、東部地域に適応可能な日本の地域経済活性化に向けた取組事例を調査・検討し、上記機関に提示することで、事業効果発現にかかるパラグアイ側の取組を推進する必要がある。

かかる状況を踏まえ、4港の施設・設備投資計画及び地域経済活性化策を検討し、パラグアイ側の取組みを促すべく、本案件実施支援調査（SAPI）を実施するものである。

2. 本事業概要

(1) 事業名

東部輸出回廊整備事業

(2) 事業対象地域

東部地域（アルトパラナ県及びイタプア県）

(3) 実施機関

公共事業通信省（以下、「MOPC」という。）

(4) 事業目的

本事業は、パラグアイの主要穀物産地である東部地域に位置する東部輸出回廊の整備を行うことにより、内陸国である同国における主要輸出入経路の 1 つであるパラナ川沿岸の幹線道路や港湾へのアクセスを改良し、同国の輸送効率の向上を通じて輸出競争力を強化し、もって同国経済の活性化に資することを目的とするもの。

(5) 事業概要

本事業は、東部地域とパラナ川に位置する 4 港をつなぐ接続道路（総延長約 260km）について、以下の通り、アスファルト舗装、礫舗装、及び橋梁の拡幅、架け替えを行うもの（円借款対象は①及び④）。

- ① パラナ川沿岸道路（プレジデンテ・フランコ～ナタリオ間。約 150km）の整備（アスファルト舗装、礫舗装、及び橋梁の拡幅、架け替え）
- ② 国道 6 号・沿岸道路接続道（ナランヒト～パラナ川左岸間。約 60km）の整備（円借款対象外）
- ③ 港湾アクセス道路（総延長約 60km）の整備（円借款対象外）
- ④ コンサルティング・サービス

(6) 事業の現状

上記（5）④で調達されたコンサルタントが本事業の詳細計画を策定中。

3. 業務の目的

本業務の目的は以下のとおり。

- 1) 4 港の所有者及び管理運営者が各々有する港湾施設・設備投資計画を更新し、必要な設備投資が促されるよう、本事業完成後の 4 港を取り巻く状況を整理し、望ましい対応を提示する。
- 2) 「穀物輸出の効率化による地域経済活性化」に向けて、日本の地域経済活性化策の把握・分析を行い、事業対象地域へ適応可能な取組案を検討し、関係機関への提言として取りまとめる。

4. 業務の範囲

本業務は、2015年10月7日に合意したM/Mに基づき、下記の機関等を対象に、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

(1) 業務対象地域

アスンシオン首都圏及び東部地域

(2) 調査対象機関

① 中央政府：

公共事業通信省（MOPC）、農牧省（MAG）、商工省（MIC）

② 地方自治体：

アルトパラナ県庁、イタプア県庁、東部地域内市役所

③ 4港の所有者及び同管理運営者：

トロクア港（所有者及び管理運営者：TOTEMSA）

ドス・フロンテラス港（所有者及び管理運営者：Puertos del Sur S.A.）

トリウンフォ港（所有者：MAG、管理運営者：CEREGRAL SAECA）

パロマ港（所有者及び管理運営者：Cargill Agropecuaria SACI）

5. 実施方針及び留意事項

(1) パラグアイ側による成果品活用を念頭に置いた調査の実施

本調査結果を活用した取組は、パラグアイ側が計画・実施する方向で、2015年10月に先方と基本合意している。よって、本事業完成後の4港の穀物取扱量予測については、4港の所有者及び管理運営者が民間企業であることを念頭に、設備投資決定に必要な十分且つ説得力のある分析を行うこと。

地域経済活性化のための取組検討においては、農牧業が東部地域の主要産業であること、及びイタプア県庁は同県内に「道の駅」の設置を計画していることを念頭に、それら現状と整合性のある提案を行うこと。

また、本事業完成により見込まれる東部輸出回廊の交通量増加による負の影響（交通事故数の増加等）を緩和する視点からの取組についても先方の優先順位を踏まえつつ、併せて検討・提案すること。

(2) 第二次現地調査の実施方法の提案

下記6.（4）①記載の調査対象機関との意見交換については、本調査結果が適切にパラグアイ内で活用されるために最も効果的かつ効率的な実施方法（セミナーの開催等）をプロポーザルにて提案すること。

6. 業務の内容

(1) 第一次国内作業

① 既存情報の収集、整理及び更新

以下の項目のうち、既存の情報を収集、アップデートする。

<収集・分析項目>

ア パラグアイ政府及び地方自治体の東部地域経済開発に係る政策・計画

イ パラグアイ政府及び地方自治体の東部輸出回廊活用方針・計画

ウ パラグアイの輸出港の概況（穀物輸出港の数、位置、及び取扱量等）

エ パラグアイ政府の輸出港整備に係る政策・計画

オ パラグアイ輸出港整備・運営における実施体制及び手続（政府、自治体、所有者、管理運営者それぞれの所掌内容及び手続）

カ 日本の農村地域における道路整備効果の事例（地域・農業活性化、企業立地、交通円滑化、公共交通支援、交通安全等多角的に事例を収集すること）

キ 日本における農村地域の地域活性化策の事例（道の駅、農産品加工工場の誘致による産業の多角化等）

ク その他下記（3）④及び⑤を実施する上で必要な情報

② 業務の方針及び計画の検討

上記①の情報を踏まえ、業務全体の方針及び計画の検討を行う。

③ インセプションレポート（案）等の作成

業務の目的や上記結果を踏まえ、業務全体の目的、方針、スケジュール及び現地調査内容をインセプションレポート（案）として取りまとめる。また、現地調査において必要と考えられる場合には質問票を作成する。

④ インセプションレポート（案）の JICA への説明、協議

JICA に対して、インセプションレポート（案）を説明し、今後の業務方針、スケジュール、第一次現地調査の内容について JICA と協議を行う。

⑤ インセプションレポートの提出

上記④の JICA との協議を踏まえインセプションレポート（案）を修正し、インセプションレポートとして JICA に提出し、承認を得る。尚、西語版については必ずネイティブチェックを経たものを提出すること。

(2) 第一次現地調査

① JICA パラグアイ事務所及び調査対象機関に対する本調査内容の説明及び意見交換

インセプションレポートをもとに、JICA パラグアイ事務所及び調査対象機関

に本調査内容を説明する。また、以下の項目に係る最新の情報・データを収集するとともに、調査対象機関と本調査内容に係る意見交換を行う。

＜収集項目＞

- ア 上記（１）①において収集・分析を行う項目のうち、現地で確認が必要な事項
 - イ 調査対象機関の所掌内容及び予算状況
 - ウ 東部地域における農業生産及び農産品輸出の概況及び将来予測
 - エ 現状の東部地域経済における課題及びそれに対する調査対象機関からパラグアイ政府等への支援要望
 - オ 現状の東部地域経済活性化策の有無（ある場合には実施体制・機関も把握すること）
 - カ 東部地域における経済、産業構造（人口、産業構成等）
 - キ 本事業が対象とする道路における交通事故数及び死傷者数
 - ク パラグアイの物流の概況及び将来予測
 - ケ ４港に係る以下の項目
 - (a) 位置
 - (b) 所有者及び管理者
 - (c) 取扱高
 - (d) 運営方針及び管理体制
 - (e) 運営の現状
 - (f) 港湾施設・設備の現状
 - (g) 今後の施設・設備整備方針・計画 等
- ② JICA パラグアイ事務所及び MOPC への第一次現地調査結果報告
- 第一次現地調査結果の概要を取りまとめた簡易資料を用いて、JICA パラグアイ事務所及び MOPC に第一次現地調査結果を報告する。
- （３）第二次国内作業
- ① インテリムレポート（案）の作成
- 第一次現地調査結果をインテリムレポート（案）として取りまとめる。
- ② インテリムレポート（案）の JICA への説明・協議
- JICA に対してインテリムレポート（案）を説明し、内容について JICA と協議を行う。
- ③ インテリムレポートの提出
- 上記②の協議を踏まえ、インテリムレポート（案）を修正し、インテリムレポートとして JICA に提出し、承認を得る。
- ④ 本事業完成による４港への影響の分析

これまでの調査結果を踏まえ、本事業完成後の東部地域の農業生産高、東部輸出回廊の交通量、4港を通過する穀物取扱量を予測し、4港への影響を分析する。その上で必要となる港湾施設・設備の規模を示す。

⑤ 適応可能な地域経済活性化策の検討

これまでの調査結果を踏まえ、本事業の定性的効果である「穀物輸出の効率化による地域経済活性化」をより促進するための具体的取組を検討する。その際は実施主体についても合わせて検討すること。

⑥ 調査対象機関への説明資料の作成

これまでの調査結果をパラグアイ調査対象機関に説明するための資料を作成する。特に、上記(3)④及び⑤が調査対象機関に活用されるための工夫をすること。

⑦ 第二次現地調査計画(案)のJICAへの説明・協議

JICAに対して、上記⑥で作成した資料を説明し、内容についてJICAと協議を行う。

(4) 第二次現地調査

① JICA パラグアイ事務所及び調査対象機関に対するこれまでの調査結果の説明及び意見交換

JICA パラグアイ事務所、MOPC 道路局、及び本調査の調査対象機関に対し、上記(3)⑥で作成した資料をもとに本調査結果を説明し、意見交換を行う。尚、上記意見交換にはJICA職員の同席を予定している。

② 第二次現地調査結果の整理

第二次現地調査結果の概要を取りまとめた簡易資料を作成する。

③ JICA パラグアイ事務所及びMOPCへの第二次現地調査結果報告

上記②で作成した簡易資料を用いて、JICA パラグアイ事務所及びMOPCへ第二次調査結果を報告する。

(5) 第三次国内作業

① JICAへの第二次現地調査結果報告

上記(4)②で作成した簡易資料を用いて、JICAに対し第二次現地調査結果を報告する。合わせて、JICAとファイナルレポート作成に係る協議を行う。

② ファイナルレポート(案)の作成

上記①の協議をもとに、全調査結果をまとめたファイナルレポート(案)を作成する。

③ ファイナルレポート(案)のJICAへの説明、協議

JICAに対してファイナルレポート(案)を説明し、その内容についてJICA

と協議を行う。

④ ファイナルレポートの提出

上記③の協議を踏まえ、ファイナルレポート（案）をファイナルレポートとして JICA に提出し、承認を得る。尚、西語版については必ずネイティブチェックを経たものを提出すること。

7. 成果品等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。そのうち、(3) を成果品とする。(3) の印刷仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」に準拠し、その他レポートは簡易製本により作成すること。また、報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。加えて、西語のレポート作成においては、MOPC 及び調査対象機関向けの資料であることを念頭に、主語等に十分に注意した上で、技術的な専門用語は英語も併記すること。

(1) インセプションレポート

記載事項：上記 6. (1) ③記載のとおり

提出時期：2016 年 1 月下旬

提出部数：和文 3 部、西文 3 部

(2) インテリムレポート

記載事項：第一次現地調査結果

提出時期：2016 年 3 月上旬

提出部数：和文 3 部

(3) ファイナルレポート

記載事項：全調査結果

提出時期：2016 年 5 月 31 日

提出部数：和文 4 部、西文 12 部、CD-R 3 部（和文及び西文）

(4) 収集資料

収集した資料、データ及びそのリスト

(5) 担当者リスト及び調査議事録

現地調査で調査を実施した機関・担当者のリスト、調査議事録を作成し、JICA に提出する。尚、調査議事録は簡易なものでよい。

(6) 図面等の編集可能データ

成果品において図面等を使用する場合は、編集可能なデータを各レポートの提出時点で、合わせて JICA に提出する。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画

本業務は、2015年12月下旬より業務を開始し、2016年1月下旬を目処にインセプションレポートを、2016年3月上旬までにインテリムレポートを、2016年5月末日までにファイナルレポートを提出する。具体的な業務工程は、以下のとおり。なお、より効率的な作業工程の提案があれば、具体的な理由とともにプロポーザルに記載すること。

	2015年度				2016年度		
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
国内作業		■		■	■	■	
現地作業			■		■		
報告書提出時期							
インセプションレポート		■					
インテリムレポート				■			
ファイナルレポート							■

2. 業務量の目処と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目処

合計 約 7.05M/M（現地業務：約 3.30M/M、国内作業：約 3.75M/M）

(2) 業務従事者の構成（案）

業務従事者の構成分野は以下を想定している。なお、業務内容・業務工程を考慮の上、担当分野の変更・追加または分離が必要と考えられる場合は、上記（1）の業務量を超えない範囲において明確な理由とともにプロポーザルにて提案すること。なお、記載の格付は目安であり、以下の格付を超えた格付の提案も認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- (1) 総括／物流分析（3号）
- (2) 穀物輸送（3号）（語学力評価せず）
- (3) 地域経済

3. 翻訳・通訳及び業務補助員等の備上

業務を効率的に行うため、国内作業における翻訳及び現地作業での翻訳・通訳（日本語または英語⇄スペイン語）及び業務補助員の備上を可とするので、備上する場合には本見積りに計上すること。

4. 公開/配布/貸与資料

(1) 公開資料

- パラグアイ国 輸出回廊整備計画準備調査最終報告書（公開版）

<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=0000258033>

- 円借款「東部輸出回廊整備事業」事前評価表

http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2014_PG-P17_1_s.pdf

(2) 配布資料

なし

(3) 貸与資料

なし

5. 便宜供与

JICA は、本調査の実施及び以下の便宜供与について MOPC 道路局と合意済である。追加で便宜供与を求める場合、プロポーザルにて理由とともに提案すること。

- 東部地域の治安情報の提供
- 調査に係るデータ及び情報の提供
- 調査が必要な関係機関との調整
- MOPC 道路局内の調査団受入担当者の設置
- 調査に必要な場所への調査団の立入許可

6. その他特記すべき事項

(1) 安全管理

現地調査期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA パラグアイ事務所、MOPC 道路局などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地調査の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、JICA パラグアイ事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について緊密に連絡を取る様に留意する。また現地調査中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

(2) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

(3) 複数年度契約

本業務においては年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

以 上